

26 建企第578号
平成27年 3月20日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(一社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(一社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

土木部長



長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の一部改正について

このことについて下記のとおり改正しましたので、参考までに通知します。

記

1 改正内容

低入札調査基準価格の算定方法

現 行：直接工事費×9.5/10+共通仮設費×9/10+現場管理費8/10+
一般管理費等5.5/10（設計金額の7/10～9/10）

↓

改 正：予定価格に10分の9を乗じて得た金額（千円未満の金額は切り捨てる）とする。

2 施行日

平成27年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から施行する。